

水道立入検査要領

(伊賀市水道部)

1 目的

本要領は、水道法第39条第2項、第3項の規定に基づき、計画的な立入検査を実施するにあたり検査に必要な事項を明確にし、もって水道の適正な供給を図ることを目的とする。

2 検査の対象

専用水道、簡易専用水道を対象とする。

3 立入検査を実施する職員

立入検査を実施する職員は、水道事業管理者から水道法第39条第4項に基づく水道法検査証（法施行規則第57条関係様式第12）の交付を受けた職員とする。

4 立入検査の計画的実施

水道事業管理者は、管内の専用水道、簡易専用水道（以下「専用水道等」という。）について、立入検査の実施目標を定めるなどにより、計画的に実施する。

5 立入検査の事前準備

水道事業管理者は、専用水道等の立入検査を行う場合、水道事業者に予め実施日を通知する。ただし臨時の場合等においてはこの限りではない。

6 立入検査の実施方法

- (1) 専用水道等の立入検査は、原則として2人以上の職員で実施する。検査は原則として水道技術管理者立会のもと実施する。
- (2) 専用水道の立入検査は、水道事業の「立入検査における確認項目」を準用して実施する。
- (3) 簡易専用水道の立入検査は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(平成15年7月23日 厚生労働省告示第262号)」の別表「検査事項及び判定基準」に準じて実施する。
ただし、水道事業管理者が別途定める場合等、任意の実施方法、確認項目で検査を行っても差し支えない。
- (4) 立入検査を実施する職員は、検査に際して身分を証明するもの（水道法検査証）を必ず携帯する。

7 立入検査結果の措置

水道事業管理者は、専用水道等に立入検査を行った結果、施設等の改善を要すると認める場合は、当該水道設置者に対し、「水道立入検査結果通知書（様式第1、様式第2）」を交付することにより改善を指導する。ただし、文書によって指導する必要がないと判断される軽微な事項については、口頭による指導を行っても差し支えない。

検査結果通知書により改善を求めた事項については、「改善結果報告書（様式第3、様式第4）」により改善状況を確認するとともに、必要に応じて再立入検査を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から運用する。